## 国土交通省共済組合員の皆様

## マイナンバー制度に関するお知らせ

平成27年10月より「社会保障・税番号制度(マイナンバー制度)」が導入され、組合員及び被扶養者の皆様にも市区町村から「番号通知カード」が郵送されてくることになっております。(届け先は10月5日現在で住民票に登録されている住所です。)

通知される番号は皆様が一生涯使うものであり、共済組合としても今後利用することとなりますので、ご家族のものも含めて失くさないように大切に保管しておいてください。

マイナンバー制度についてのわかりやすい解説などが以下のホームページに掲載されていますので、参考にしてください。

【マイナンバー制度関連の主な広報媒体】

内閣官房「社会保障・税番号制度」

http://www.cas.go.jp/jp/seisaku/bangoseido/

・厚生労働省「社会保障・税番号制度(社会保障分野)」 http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000062603.html